

## IV 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

常滑市障がい者総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、計画の推進に努めます。(表4-1)

### 2 障がい福祉サービスや計画に関する情報の提供

必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等について市広報やホームページなどにより情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

### 3 障がい者に対する理解と啓発

障がいについての正しい知識の普及・啓発に努め、障がい者に対する理解の促進を図るとともに、共に暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

### 4 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

### 5 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については常滑市障がい者総合支援協議会に対し報告を行い、意見等を求め、変更や見直し等必要な対策を講じることで、計画を推進していきます。

表4-1 常滑市障がい者総合支援協議会イメージ図

